

土止め支保工を設置して、土砂崩壊災害を防止しましょう！！

昨年、坂出労働基準監督署管内で、深さ約2.5mの溝内地中に埋まった配管の更新工事を行っている際、掘削面が崩壊し、被災者が土砂に埋まって死亡した事故が発生しました。現場には、土止め支保工が設置されていませんでした。



地山の崩壊、土石等の落下による労働災害は、**死亡・重篤な障害のリスクが極めて高いものであり、多数の作業者を巻き込む重大災害になるおそれがあります。**

今一度、地山の崩壊防止対策の見直しをお願いします。

■ 地山の掘削作業主任者を選任しましょう

掘削面の高さが2 m以上となる場合は、技能講習の修了者から、地山の掘削作業主任者を選任しましょう

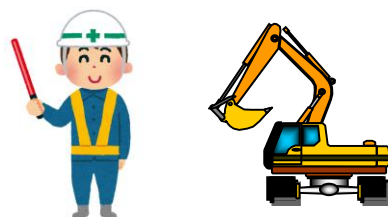
作業主任者の職務

- ① 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること
- ② 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと
- ③ 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること

■ 作業箇所等の調査を行い、施工計画を立てましょう

掘削面の高さが2 m以上ある場合や、埋設物の存在が予想されるときなど、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について、次の事項の調査を行いましょう

- ・ 形状、地質及び地層の状態
- ・ き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態
- ・ 埋設物等の有無及び状態
- ・ 高温のガス及び蒸気の有無及び状態



☆ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、安全な運行経路の決定、誘導者の配置、必要な照度の確保などを行い、安全な作業計画を定めましょう

■ 土止め先行法により、土止め支保工を設置しましょう

土止め先行法とは、労働者が溝内に立ち入る前に支保工を設置でき、組立・解体も原則として溝内に立ち入ることなく行うことができる工法です

溝内での土砂崩壊による労働災害を防止するため、土止め先行法を行いましょう！

※土止め先行法に関するガイドラインの要点については、右記QRコードからリーフレットをご確認ください

土止め先行工法とは

土止め先行工法に関するガイドラインの要点



厚生労働省労働基準局
建設労働安全部
労働安全衛生課

■ 点検を実施しましょう

点検者を指名して、点検を実施しましょう

○ 明かり掘削の作業を行うとき

作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石、及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検する

○ 発破を行った後

発破を行なった箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検する